

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市みどりの食料システム戦略推進事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、島内資源の循環促進と省力化に資する機械の導入等に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	農業者団体等
補助対象経費	①有機農業の拡大と省力化を図るために必要な経費 ②島内資源を活用した土づくり等に必要な資材の製造や供給体制を構築するために必要な経費 ③慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地10a当たり定額補助
類似補助の有無	無 ----- ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	①1件10万円以上の事業費を対象とし、1/2以内（補助金上限30万円） ②1件50万円以上の事業費を対象とし、事業費と100万円とを比較し、いずれか低い額 ③農地10a当たり2万円以内 ----- ○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	①事業費の2分の1以内 ②、③定額 ----- ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化 ----- 水稻の無農薬無化学肥料栽培の取組人数 R2：39人 → R8：60人 ----- ○目標に対する費用対効果（計算式） ----- 無農薬無化学肥料栽培の面積拡大及び農家所得の向上 ----- ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日 ----- ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 関係農家や関係団体にチラシ等で周知
事業担当 （担当部署）	農林水産部農業政策課生産振興係
（電話番号）	0259-63-5117